

一般財団法人KP-NEXTみらい財団 助成金実施規程

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人 KP-NEXT みらい財団（以下、「当財団」という。）が、定款第4条第1項第1号に関する助成事業について必要な事項を定め、事業の円滑かつ効果的な推進を図ることを目的とする。

(助成事業)

第2条 当財団は、ジュニアゴルファー育成に関する事業を行い、我が国における健全なジュニアゴルファーの育成及びゴルフ文化の浸透に寄与することを目的として、助成対象期間内に実施されるゴルフ競技活動に対する助成金の交付を行う。

(被助成者の応募資格)

第3条 当財団の被助成者となる者は4月1日時点での年齢が18歳以下であり直近5年以内に国内外のゴルフ競技の大会に出場経験があること。また、親権者の同意が得られ、助成金を適切に管理ができる保護者がいるものとする。保護者とは、父母兄弟、または伯叔父、伯叔母等の中から20歳以上の者、並びに未成年後見人とする。

(被助成者の決定)

第4条 助成の対象となる被助成者および助成額等は、理事会で定める。

(申請)

第5条 助成を受けようとする者は、別に定める助成金申請書に、以下の各号の書類を添付して当財団に提出しなければならない。

- (1) 助成金申請書
- (2) 助成金使途内訳書
- (3) 家計支持者の収入を証明できる書類（前年度分の源泉徴収票など）
- (4) 大会での成績がわかる証明など
- (5) 同意書兼誓約書（保護者記入）

(決定)

第6条 申請書の提出があったときは、当財団事務局による確認及び調査を踏まえ、ジュニアゴルファー育成支援助成金選考委員会（以下、「選考委員会」という。）に諮り、理事会において助成対象者および助成金額を決定し、ただちに被助成者及びその保護者へ助成金交付決定通知書及び助成金交付申請書を郵送する。

(確認及び調査)

第7条 当財団事務局は、助成を円滑に且つ効果的に実施するため、申請されたゴルフ競技活動内容の確認、調査及び決定された被助成者に関する完了報告の確認を行う。

2 前項を遂行するに当たり必要がある時は、被助成者に追加資料の提出を求め、また、被助成者及び保護者からヒアリングを行わなければならない。

(選考委員会)

第8条 選考委員会は、申請されたゴルフ競技活動への助成の採否に関する審査および選考を行う。

(ゴルフ競技活動の遂行)

第9条 被助成者及び保護者は、助成金交付の決定内容及びこれに付した条件その他理事長の処分に従い、ゴルフ競技活動を速やかに遂行し、助成金は保護者の注意をもって使用しなければならない、助成金の他の用途への使用をしてはならない。

(計画の変更・中止・辞退)

第10条 被助成者及び保護者は、助成金の申請内容を変更または中止しようとするときは、あらかじめ助成金交付申請変更届にて当財団に届け出なければならない。ただし、軽微な変更と認められるときはこの限りではない。

2 被助成者及び保護者は、助成を辞退しようとするときは、助成金交付申請変更届にて当財団に届け出なければならない。

(報告)

第11条 被助成者及び保護者は、助成対象期間の完了から1ヶ月以内に、完了報告書及び助成金の使用を証明する領収書等を当財団に提出しなければならない。

(調査等)

第12条 理事長は、ゴルフ競技活動の執行の適正を期するために必要と認める場合は、被助成者及び保護者に報告を求め、または帳簿書類等を調査することができる。

2 被助成者及び保護者は、前項の規定による報告または調査を誠実に遵守しなければならない。

(決定の取消等)

第13条 理事長は、第9条の規定による届け出があったときおよび次の各号のいずれかに該当する場合は、第5条の規定による助成の決定の全部、若しくは一部を取り消しまたは変更しなければならない。

- (1) 被助成者及び保護者が、この規程に違反したとき
- (2) 被助成者及び保護者が、決定された競技活動以外の用途に助成金を使用したとき
- (3) 被助成者及び保護者が、決定された競技活動に関して不正、怠惰、その他不適当な行為をしたとき
- (4) 被助成者及び保護者が、偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたとき
- (5) 被助成者及び保護者が、助成対象期間内に申請した競技活動を完了しなかったとき
- (6) 被助成者及び保護者が、助成金の交付に際し当財団から特別に依頼した内容または条件に違反もしくは従わなかったとき
- (7) 決定後に生じた事情により、決定された競技活動の全部または一部を継続する必要がなくなったとき

(助成金の返還)

第14条 理事長は、前条の規定により決定を取り消したときは、取り消し部分にかかる助成金の返還を命ずるものとする。

2 助成対象期間が終了し、ゴルフ競技活動の費用の合計額が交付した金額を下回ったときも同様とする。

(その他)

第15条 この規程に定めるもののほか、この助成制度の実施に関し、必要な事項は、理事会の決議により定める。

(改廃)

第16条 この規程の改廃は、理事会の決議により行うものとする。

附則 この規程は、法人の設立の登記の日から施行する。